

審査部会の今後の諮問案件の割り振りについて

審査部会各分科会における諮問案件の割り振りについては、情報公開・個人情報保護案件にかかわらず、諮問受付順に割り振ることを基本としておりますが、令和5年度全体会において、旧個人情報保護条例案件については同一の委員による集中的な審議が効率的であるため、第一分科会で集中的に審議を行うこととし、現在も旧条例案件の審議をしていただいています（3件係属中）。

個人情報保護案件は、情報公開案件と比べて個人の権利利益に係る緊急性・重大性が高いこと、平成31年度にそれまでは別々に設置されていた情報公開審査会と個人情報保護審議会を統合されましたが、それによって個人情報保護案件の処理が遅れるのは好ましくないことから、案件の進め方について、以下の2つの案のいずれかを採りたいと考えます。

（案1）

旧条例案件の審議終了後も、引き続き第一分科会において、個人情報保護案件を優先的に審議する（実際の割り振り時には審査部会長に諮る）。なお、審議すべき個人情報保護案件がなくなった場合は、第一分科会においても情報公開案件の審議を行う。

●旧個人情報保護条例案件終了時まで

第一分科会	旧条例案件(優先)
第二分科会	情報公開案件



●個人情報保護案件係属時

第一分科会	個人情報保護案件(優先)
第二分科会	情報公開案件

（案2）

第一分科会における案件審議が終了するごとに、案件の処理状況を鑑みて、次に個人情報保護案件または情報公開案件のどちらを扱うかを審査部会長に諮る。

●旧個人情報保護条例案件終了時まで

第一分科会	旧条例案件(優先)
第二分科会	情報公開案件



●旧個人情報保護条例案件終了以降

第一分科会	個人情報保護案件または情報公開案件(都度決定)
第二分科会	情報公開案件

(参考)

係属中諮問案件の審査状況 (令和7年4月1日現在)

【情報公開請求案件】

諮問年度	件数	備考
令和4	9	
令和5	10	
令和6	14	
合計	33	

【個人情報開示請求案件】

諮問年度	件数	備考
令和4	3	※条例案件
令和5	1	
令和6	4	
合計	8	

(注)

1. 備考欄について

- ・ 個人情報開示請求案件のうち、令和4年度に諮問のあった3件は、滋賀県個人情報保護条例に基づく決定にかかる審査請求案件である。